

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性	
《現況》 ・文化施設 市民会館、美術館、歴史資料館、山形まなび館、山形テルサ、山形県総合文化芸術館など多くの文化施設が中心市街地に立地している。 ・医療・保健施設 2次・3次医療機関の約4割が中心市街地に立地している。 ・社会福祉施設 保育施設が4か所、老人福祉施設が20か所立地しており、隣接地域に立地している市立保育園では子育て支援センターを併設し、育児不安への相談や保育サービス等の情報提供など、子育て支援を行っている。 《都市福利施設を整備する事業の必要性》 ・施設整備といったハード施策が一定の成果をみせてきており、今後は、適正な維持管理や老朽化施設の更新が中心になることから、ソフト施策を重視し、多様化する市民ニーズにきめ細かく応えながら、市民が暮らしやすいと感じる質的に充実した社会を目指すとともに、交流人口の増加を図っていく。 ・既存施設の改修整備と合わせた機能の充実・複合利用や、遊休施設及び稼働率の低い施設の運営内容の見直しなど、今までに整備・蓄積された基盤施設の有効活用に努める。 《フォローアップの考え方》 基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。	

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
事業名 第一小学校旧校舎リノベーション事業	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、平成22年より山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の紹介、販売、イベント開催のほ	支援措置の内容 中心市街地再活性化特別対策事業	

内容 第一小学校の旧校舎を活用し創造都市の拠点施設へリノベーションする事業 実施時期 H28年度～		か、地域の文化的活動の場の提供を行っていた。今後は、本市の文化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	実施時期 R3年度～ R7年度	
事業名 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業 内容 老朽化が進んだ山形銀行本店ビルの建替えに伴い、賑わい交流施設の整備をするとともに、都市機能の改善を図る事業 実施時期 R3年度～R7年度	(株)山形銀行	山形銀行本店ビルの建替えに伴い、多目的ホールや、新たな働き方に対応したシェアスペース、各種イベント、休憩に活用できる広場といった銀行店舗以外の公益的機能を有した施設を整備することで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期 R4年度～ R7年度	
事業名 新たな市民会館整備事業 内容 旧県民会館を移転先とし、市民会館の整備を行う事業 実施期間 R2年度～	山形市	山形市民会館は昭和48年の開館から46年が経過し、施設、設備の老朽化が進んでおり、建て替えが必要な状態である。閉館した旧山形県県民会館跡地を移転先として新たな市民会館の整備を行うことで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期 R6年度～ R7年度	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）の補助対象外部分に中心市街地再活性

			支援措置の内容 中心市街地再活性化特別対策事業 実施時期 R7年度	化特別 対策事 業を活 用
--	--	--	--	------------------------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
事業名 第一小学校旧校舎リノベーション事業 (再掲) 内容 第一小学校の旧校舎を活用し創造都市の拠点施設へリノベーションする事業 実施時期 H28年度～	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、平成22年より山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の紹介、販売、イベント開催のほか、地域の文化的活動の場の提供を行っていた。今後は、本市の文化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 デジタル田園都市国家構想交付金 実施時期 R5年度～ R8年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
事業名 第一小学校旧校舎リノベーション事業 (再掲)	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、平成22年より山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の	支援措置の内容 地方創生推進交付金	

内容 第一小学校の旧校舎を活用し創造都市の拠点施設へリノベーションする事業 実施時期 H28年度～		紹介、販売、イベント開催のほか、地域の文化的活動の場の提供を行っていた。今後は、本市の文化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	実施時期 R1年度～ R4年度 支援措置の内容 地方創生拠点整備交付金 実施時期 R3年度	
事業名 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業 (再掲) 内容 老朽化が進んだ山形銀行本店ビルの建替えに伴い、賑わい交流施設の整備をするとともに、都市機能の改善を図る事業 実施時期 R3年度～R7年度	(株)山形銀行	山形銀行本店ビルの建替えに伴い、多目的ホールや、新たな働き方に対応したシェアスペース、各種イベント、休憩に活用できる広場といった銀行店舗以外の公益的機能を有した施設を整備することで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 住宅・建築物環境対策事業費補助金 (サステナブル建築物等先導事業) 実施時期 R5年度～ R7年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
事業名 山形市民会館改修事業	山形市	山形市民会館は、昭和48年に開館した文化施設であり、敷地内の庭園も配置され、中心市街		

内容 市民会館のバリアフリー化工事等の施設の改修を行う事業 実施時期 H24年度～R7年度		地の憩いの場としても市民に親しまれている。しかし、古い施設であり、今後も利用していくため、既存施設の改修整備を行い、安全と利便性を確保し、サービスの向上を図ることにより、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。		
事業名 山形県芸文美術館運営事業 内容 山形県芸文美術館を運営する事業 実施時期 H14年度～	山形県芸文文化会議	中心市街地で、ギャラリーを運営することにより、芸術文化作品の展示、発表、鑑賞を行い、市民の利便性を向上させることで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。		